

官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう財務大臣に対して是正改善の処置を求めたものについての報告書（要旨）

平成25年7月
会計検査院

1 制度の概要

(1) 債務に関する計算書の概要

財政法（昭和22年法律第34号）及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の規定により、内閣が国会に提出する歳入歳出決算には、各省各庁の長が作成する「債務に関する計算書」（以下「計算書」という。）を添付しなければならないとされている。

各省各庁の長は、この計算書の計数を、支出負担行為担当官（以下「担当官」という。）から提出される報告書に基づき把握している。

また、計算書は、財務大臣の定めるところにより作成するとされていることから、財務省は、通達において、債務の種類、様式等を定めている。

(2) 財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為

計算書に計上する債務の種類の一つに、「財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為」がある。国庫債務負担行為とは、複数年度にわたって国が支出の義務を負担することであり、「予算を以て、国会の議決を経なければならない」とこととされている。具体的な手続は次のとおりとなっている。① 初年度予算に、当該年度以降、国が債務を負担することのできる限度額を計上して国会の議決を経る。② ①の限度額の範囲内で国が後年度にわたって支出義務を負うことについて、国庫債務負担行為の決議を行う。③ 各年度の歳出予算に国が実際に支出を行うための歳出予定額を計上して、国会の議決を経る。④ ③の歳出予定額の範囲内で代金を支払うための支出負担行為を行い、支出を行う。

(3) 計算書における国庫債務負担行為の計上

(2)のとおり、国庫債務負担行為は、これに係る予算と歳出予算の2種類の国会の議決を基に行われる。この債務は、反対給付の有無にかかわらず、支出義務の発生と消滅に伴って発生し消滅する。このため、計算書においては、これらの行為に応じて「既往年度からの繰越債務額」＋「本年度の債務負担額」－「本年度の債務消滅額」＝「翌年度以降への繰越債務額（＝年度末の債務額）」の式のとおり計上されることとなっている。

このように、計算書は、「翌年度以降への繰越債務額」を示すことにより予算編成に資する目的を有している。

(4) 官庁会計システムによる負担行為の事務処理

国の会計は、原則として、「官庁会計システム」（以下「システム」という。）で処理することとなっている。つまり、国庫債務負担行為の手続でいえば、担当官が、国庫債務負担行為に必要な情報をシステムに入力することにより、債務額が増加したことがシステム上で認識され、これとともに整理番号が付番される。そして、歳出予算に基づき支出を行う場合には、上記の整理番号を入力することにより、国が負担する債務額が減少したことがシステム上で「関連付け」される。また、契約額の減額等により債務額が減少した場合には、「支出外消滅」の登録を行うことにより、同様に減少させることとなっている。

分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）の負担した債務額を担当官が把握するに当たっては、システムを導入していないものが過半を占めることから、システム上では分任官に示達された限度額示達額を債務額とみなして集計する仕組みとなっている。したがって、分任官が契約を締結する際に契約額がこの示達額を下回る場合には、この示達額も減額する示達を行うことにより、債務額を変更することとされている。

また、システムは、国庫債務負担行為に関する入力データの一覧表（以下「一覧表」という。）を担当官等が自ら入力した分に限り出力できる仕様となっている。そして、一覧表には、国庫債務負担行為の金額や債務の減少額が集計され表示されることから、報告書を作成するに当たっての基礎数値として活用できることになっている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

内閣は、平成24年11月、21、22両年度分の計算書の正誤表を国会に提出した。誤びゅうの原因について本院が確認したところ、国庫債務負担行為に係る事務処理を行う際に必要な情報が入力されていなかったことなどに起因するものであった。そこで、本院は、正確性、有効性等の観点から、担当官や分任官の会計経理が正しく反映され、国庫債務負担行為に係る年度末の債務額が正確に計上されているか、システムが、必要な情報の入力漏れなどを防止するものとなっているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、財務本省、財務局等における21年度から23年度までの年度末の債

務額を対象に、一覧表に基づいた調書と報告書とを突合するなどして会計実地検査を行うとともに、財務本省を通じて全府省に対して上記と同様の調査の実施を求めて、その結果を徴するなどして検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 計算書における誤びゅうについて

調書によって把握した金額と計算書に計上された債務額とを比較したところ、24年11月の正誤表で示された誤びゅうのほか、内閣府、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省における21年度から23年度までの国庫債務負担行為に係る年度末の債務額において、債務額が過大に計上されていたものが112件、101億1953万余円、過小に計上されていたものが13件、53億4557万余円あった。

これらの誤びゅうについて、態様別に示すと次のとおりである。

ア 契約額を減額したのに、支出外消滅の登録を行っていないため、年度末の債務額が過大となっていたもの 60件 過大計上額 73億0974万余円

イ 分任官に対する国庫債務負担行為の限度額示達額の変更を行っていないなどのため、年度末の債務額が過大となっていたもの 26件 過大計上額 2億9374万余円

ウ 支出の際に関連付けを行わなかったため、年度末の債務額が過大となっていたもの 21件 過大計上額 18億6502万余円

エ その他、決議を二重に登録したり、登録を行っていないことなどにより、年度末の債務額が過大又は過小となっていたもの

5件 過大計上額 6億5102万余円、 13件 過小計上額 53億4557万余円

そして、アからエまでの事態については、財務省等においても本院の検査に並行して実態の把握を進めた結果、25年5月に、21年度から23年度までの計算書についての正誤表を国会に提出するに至っている。

(2) システムの利用等について

前記125件の誤びゅうの内容についてみると、事務機器の借入れ等が約半数を占めていた。これは、近年、物品の調達や保守に係る契約等を国庫債務負担行為により行うようになり、従来、国庫債務負担行為を扱っていない官署においても、それらの

契約を国庫債務負担行為により行うようになってきたことなどによると認められる。

そして、国庫債務負担行為に関して担当官等の理解を高めるとともに、システムを活用して報告書の計数の検証作業を行ったりするなどの取組が必要であるのに、これが十分に行われていなかった。

(是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、計算書において誤びゅうの発生やそれを防ぐための取組が十分に行われていなかった事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、国庫債務負担行為に係るシステムの処理について一部の官署の担当官等の理解が十分でなかったり、債務の計数の確認が十分に行われていなかったりしていることのほか、財務省において、入力漏れ等を防ぐための作業手順等の検討や各府省に対するシステムの機能及び仕様や債務の計数の検証方法についての周知が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

国会に提出される計算書は、債務の現状を正確に表示したものでなければならない。

については、財務省において、計算書の計数の正確性が確保されるよう、ア 各府省の本府省において、当該各官署に係る一覧表を一括して出力できるようにするとともに、担当官において分任官の一覧表も出力できるような方策について検討すること、イ 関連付けを行う際の入力漏れを一層防止するために、システムの入力画面を改良するなどの方策について検討すること、ウ 支出外消滅の登録などの国庫債務負担行為に係る事務処理に関するシステムの操作方法等について、担当者に周知徹底を図ること、エ 上記アの検討結果等に基づき、各府省に対して、一括して出力される一覧表と、契約書等の関係資料とを確実に対照するなどして計算書に正確な計数が計上されていることの確認を求めるなど、債務の計数の確認体制を充実させることの是正改善の処置を求める。